

虐待防止マニュアル

就労継続支援A型 Leaf

令和4年10月1日

1 「障害者虐待防止法」とは？

平成 24 年 10 月に、「障害者虐待防止法」が施行されました。
この法律は、障がい者の尊厳を守り、虐待を防ぐための法律です。

【法の目的】

- 1 障がい者に対する虐待の禁止
- 2 障がい者虐待の予防及び早期発見その他の虐待防止等に関する国等の責務を定めること
- 3 虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置を定めること
- 4 養護者の支援に関する施策を促進すること

【3種類の障がい者虐待】

1. 養護者による虐待

障がい者を養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外の者を指し、身辺の世話や金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していなくても、身辺の世話をしている親族・知人等 が養護者に該当する場合があります。

2. 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障害者総合支援法に規定する障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業等にかかる業務に従事する者を指します。

法上の規定	事業名
障がい者福祉施設	・ 就労継続支援 A 型 Leaf
障がい福祉サービス事業等	・ 障がい福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、 重度障がい者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型、就労定着支援、 自立生活援助、共同生活援助 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障がい児相談支援事業 ・ 障がい児通所支援事業 児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援

3. 使用者による虐待

障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を指します。

2 障がい者虐待かもしれないと思ったときの対処方法

2 障がい者虐待かもしれないと思ったときは

もし、あなたが次のような場面に出会ったとき、どう思いますか？

事例①：隣の家から、毎日のように障がい者のAさんを叱る父親の怒鳴り声が聞こえてくる……。

あのお父さんはいつもがんばってAさんのお世話をしている。厳しくしているのも何か理由があるのだろう……。



事例②：あなたが働いている障がい者福祉施設で、入所者のBさんの太ももに大きなあざを発見しました。Bさんにどうしたのか聞くと「転んだ」と答えました。

転んだあざとしては不自然だけど、本人が「転んだ」と言っているし……。



事例③：職場の同僚である障がい者のCさんは、みんなと同じように休憩時間をもらえていないようなんだけど……。

おかしいと思うけど、どうしたらいいかわからない……。



①は養護者による障がい者虐待、②は障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③は使用者による障がい者虐待の疑いがある事例です。

■勇気をもって通報をする

虐待かもという場面に直面したとき、障がい者の親の立場になって考えてしまったり、障がい者福祉施設の職員であれば自身も支援の難しさに直面していたりして、通報はできないと思うかもしれません。

しかし、「だから、通報しない」ではなくて、「だからこそ通報して、必要な支援を行うために、関わり始めるきっかけをつくって」ください。

また、障害者虐待防止法では、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人(虐待の疑いに気がついた人)は、市町村に速やかに通報する義務があると定められており、通報しないという選択はありません。

■通報や届出をした人の情報は守られます

障害者虐待防止法では、通報を受けつけた市町村職員は、「その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められています。

また、施設従事者が通報した場合は、「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」とされております。

さらに、労働者が通報した場合は、「通報又は届出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」とされており、通報又は届出者を保護することが規定されています。

虐待かも!?と思ったら、ためらわず通報してください。

3 虐待の種類

■身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。正当な理由なく身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

～具体例～

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる
- ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- ・やけど ・打撲させる
- ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)

■性的虐待

あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

～具体例～

- ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・わいせつな映像を見せる
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する

■心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

～具体例～

- ・「ばか」「あほ」等、障がい者を侮辱する言葉を浴びせる
- ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする
- ・人格をおとしめるような扱いをする
- ・話しかけているのに意図的に無視する

■放棄・放置（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

～具体例～

- ・食事や水分を十分に与えない
- ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない
- ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
- ・病気やけがをしても受診させない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスを受けさせなかったり、制限したりする
- ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

■経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

～具体例～

- ・養護者又は養護者以外の親族が年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

4 虐待のサイン

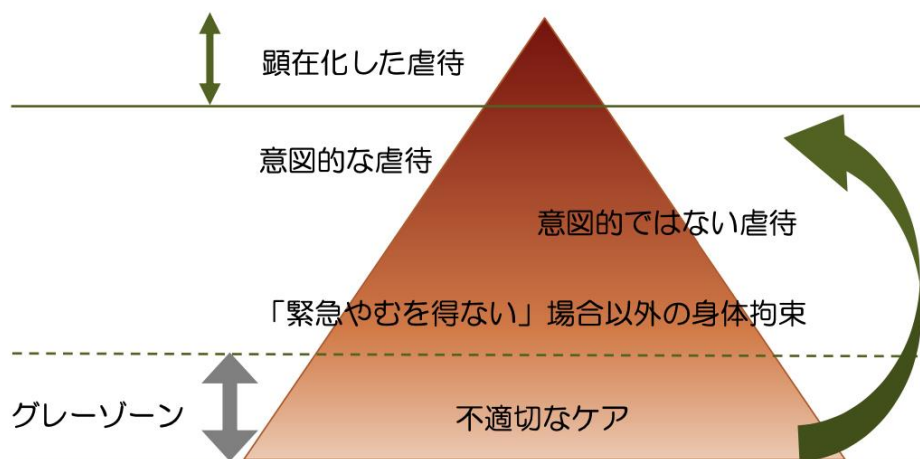
「虐待防止チェックリスト」を定期的実施してサインを見逃さないようにしましょう。

5 障がい福祉事業所で働く従業員が気をつけるべきこと

■虐待の芽を摘む

「虐待」と「虐待にはあたらない行為」は、明確に分けることができません。虐待が顕在化する前段階には、表面化していない虐待や、その周辺の不適切なケア等放置しておけば虐待として顕在化する「グレーゾーン」の行為があります。

虐待と不適切なケア



「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘むことが大切です。

■虐待が発生する要因と要因

個別的要因

虐待や権利擁護に関する知識の不足

障がい特性や対応方法に関する知識や経験の不足



業務の負担から起こるストレス

職場に相談できる人間関係がない

組織的要因

虐待や権利擁護に対する意識の低さ
(虐待に関するマニュアル未整備)

職員が支援等に関する悩みを相談できる体制がない



風通しの悪い職場環境

職員教育のシステムがない

手続きのない安易な身体拘束

■虐待防止のための体制

「メンタルヘルスチェックリスト」を活用して、普段から虐待が起きないように環境整備の構築を意識しましょう。

まさか自分の事業所では起きない、と考えるのではなく、常に自分事として捉えて日々業務の遂行をするようにお願いします。